

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第6章 通関</p> <p>第1節 一般輸出通関</p> <p>(輸出貨物の本船扱い及びふ中扱い)</p> <p>67の2-1-1 令第59条の4第1項第1号及び第2号に規定する輸出貨物に係る本船扱い及びふ中扱いは、次の各条件に該当する貨物について、これを認めるものとする。</p> <p>なお、特定輸出申告を行おうとする貨物については、法第67条の3第1項の規定により法第67条の2の規定が適用されないことから、本船扱い及びふ中扱いの手続きを要することなく本船等へ積み込んだ状態で特定輸出申告を行うことができるので留意する。</p> <p>本船扱い又はふ中扱いを受けようとする貨物が次に掲げる品目に該当する貨物又は均質かつ大量の貨物又は巨大重量物で当該貨物の積付けの状況が検査を行うのに支障がないこと等、税関長が適当と認めた貨物であること。</p> <p>イ 本船扱いを認める品目</p> <p>冷凍魚肉類、米、丸太、製材、竹材、石灰石、石炭、コークス、アンモニア水、アルミナ、ソーダ灰、化学肥料、セメント、銑鉄、普通鋼鋼材、自動車（輸出統計品目番号（「輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件」（昭和62年6月大蔵省告示第94号）に規定するものをいう。）第87.02項、第87.03項又は第87.04項に掲げるもののうち完成車に限る。以下この項において同じ。）</p> <p>ロ ふ中扱いを認める品目</p> <p>生鮮果実、米、小麦粉、飼料、合成ゴム、丸太、まくら木、製材、竹材、パルプ、合成短纖維、スフ綿、纖維のくず、砂、石こう、石灰石、石炭、粘土、鉄鋼のくず、ボーキサイト、コークス、コールタール、アスファルト、魚油、大豆油、カーボンブラック（ホワイトカーボンを含む。）アルミナ、ソーダ灰、工業用化学薬品、化学肥料、ダイナマイト、合成樹脂の塊・粒・フレーク・粉、合板、新聞用紙、印刷用紙、筆記用紙、クラフトライナー、段ボール原紙（中芯）、紡績糸、</p>	<p>第6章 通関</p> <p>第1節 一般輸出通関</p> <p>(輸出貨物の本船扱い及びふ中扱い)</p> <p>67の2-1-1 令第59条の4第1項第1号及び第2号に規定する輸出貨物に係る本船扱い及びふ中扱いは、次の各条件に該当する貨物について、これを認めるものとする。</p> <p>なお、特定輸出申告を行おうとする貨物については、法第67条の3第1項の規定により法第67条の2の規定が適用されないことから、本船扱い及びふ中扱いの手続きを要することなく本船等へ積み込んだ状態で特定輸出申告を行うことができるので留意する。</p> <p>本船扱い又はふ中扱いを受けようとする貨物が次に掲げる品目に該当する貨物又は均質かつ大量の貨物又は巨大重量物で当該貨物の積付けの状況が検査を行うのに支障がないこと等、税関長が適当と認めた貨物であること。</p> <p>イ 本船扱いを認める品目</p> <p>冷凍魚肉類、米、丸太、製材、竹材、石灰石、石炭、コークス、アンモニア水、アルミナ、ソーダ灰、化学肥料、セメント、銑鉄、普通鋼鋼材、自動車</p> <p>ロ (同左)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>石灰、セメント、タイル、板ガラス、銑鉄、鉄鋼のインゴット（これに類する一次製品を含む。）鉄鋼の棒・形鋼・板・ユニバーサルプレート・帯・軌条・線又は管、銅・鉛・亜鉛・アルミニウム及びこれらの合金の塊・棒・形材・板・帯・線又は管、鋼管の継手、有刺鉄線、鉄鋼製の釘・ネジ・ボルト及びナット、プラント貨物（重量機械、建設資材等）</p> <p>本船扱い又はふ中扱いを受けようとする貨物が、他の貨物と外国貿易船の同一船倉内又は同一のはしけその他これに類する船舶（以下「はしけ等」という。）に混載されていないこと。</p> <p>なお、他の貨物が、同一の船倉内又は同一のはしけ等に遮蔽板等により明確に区画して積載されている場合は混載とはみないので留意する。</p> <p>自動車の本船扱いは、次に掲げる全ての条件を満たす場合に限り認めることとする。</p> <p>イ 自動車専用船に積載されて輸出されること。</p> <p>ロ 積付け計画書等の提出が可能であり、本船における積付け状況が明らかであること。</p> <p>ハ その他検査を行うのに特段の支障がないと認められること。</p> <p>本船扱い又はふ中扱いを受けようとする貨物の数量、輸送形態等からみて、貨物を通關のために保稅地域等に搬入することが輸出者等に必要以上の負担をかけ、適当でないと考えられる場合であること。</p>	<p>（同左）</p> <p>自動車の本船扱いは、次に掲げる全ての条件を満たす場合に限り認めることとする。</p> <p>イ 「<u>包括事前審査制度について（平成12年3月31日蔵関第245号）</u>の規程による包括事前審査制度の適用を受けている輸出者が、<u>包括事前審査制度の適用を受けている自動車（輸出統計品目番号（「<u>関税法第102条の規程を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める件</u>（昭和62年6月30日大蔵省告示第94号）に定められているものをいう。）8702、8703、8704に掲げる完成車に限る。）</u>を輸出すること。</p> <p>ロ （同左）</p> <p>ハ （同左）</p> <p>二 （同左）</p> <p>（同左）</p>